

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成29年6月8日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人京都マンション管理ネットワーク

(2) 代表者名

堀井 俊輔

(3) 主たる事務所の所在地

京都市右京区太秦安井二条裏町2番地の8

(4) 定款に記載された目的

本法人は、京都府内に所在する分譲マンションの区分所有者等に対して、マンション管理、防災及び福祉に関する情報の提供、教育・研修、専門家の紹介、防災訓練や管理、並びに福祉業務の支援等のサービスを提供する。さらに、関係行政機関と連携・調整を行い、地域のコミュニティーの活性化を図るべく、関連業務を受託し、さらに関連業界とも連携を図って、マンション管理組合への専門技術や専門業者の情報提供・斡旋を行い、総合的にマンション管理組合並びに区分所有者等を支援し、健全なまちづくり、マンションの防災力の向上及び福祉の増進に寄与するものである。

2 申請年月日

平成29年5月30日

(文化市民局地域自治推進室)